

引取業者変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について  
変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必  
要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、  
署名は必ず本人が自署するものとする。

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人  
の承諾なしに第三者に提供することはありません。

引取業登録申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類の例

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書（引取業者）

申請者（法人にあっては役員を含む。）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項で定める欠格要件（下記）のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

佐賀県知事 様

記

欠格要件

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 この法律、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 三 第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 四 引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 五 第 51 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの